

停電による断水を防ぐ取組み

令和元年度の台風被害に伴う長期停電を教訓にして、国や県の補助金制度を活用して各地区の送水ポンプ施設などに非常用自家発電設備を順次設置しています。

令和2年度・3年度で計画されていた9か所の新規設置が完了した時点で、給水区域の約9割の範囲で停電による長期断水の心配がなくなります。

来年度以降も設置工事を続ける予定で、令和10年度までには停電対応を終える見込みです。

なお、規模の小さい送水施設については、移動式の発電機や電源車の配置により速やかな電源確保を行うこととしています。

—非常用自家発電設備の設置—



法木第2増圧ポンプ場非常用自家発電設備

この発電設備は、最大で約2,300世帯に対する送水に必要な電力を供給できます。

発電機の大きさ(定格出力)：200kVA 工事費：25,135千円(税込)

問 工務2課 ☎0438-38-4919

地震等の災害に備えて「飲料水」の備蓄と「生活用水」の確保を!

いざというときに備えて、“1日1人あたり3リットル”を目安に3日分の飲料水を備蓄しましょう。

また、生活用水に使えるようお風呂の残り湯はため置きしましょう。

問 工務1課 ☎0438-38-4605



道路で漏水を発見したらご連絡ください!

問 浄水2課 ☎0438-23-0743(24時間対応)

漏水・災害などの情報はこちらのTwitterから⇒





宅内の漏水修理は「指定給水装置工事事業者」へお問い合わせください!

←指定給水装置工事事業者リスト

令和4年度当初予算の概要及び主要事業 主要目標 災害に強い水道を目指して

1 古くなった水道管を地震に強い水道管に取り替えていきます。

予算額 57億8千万円 令和4年度は約37.5kmの工事を予定しています

主な事業

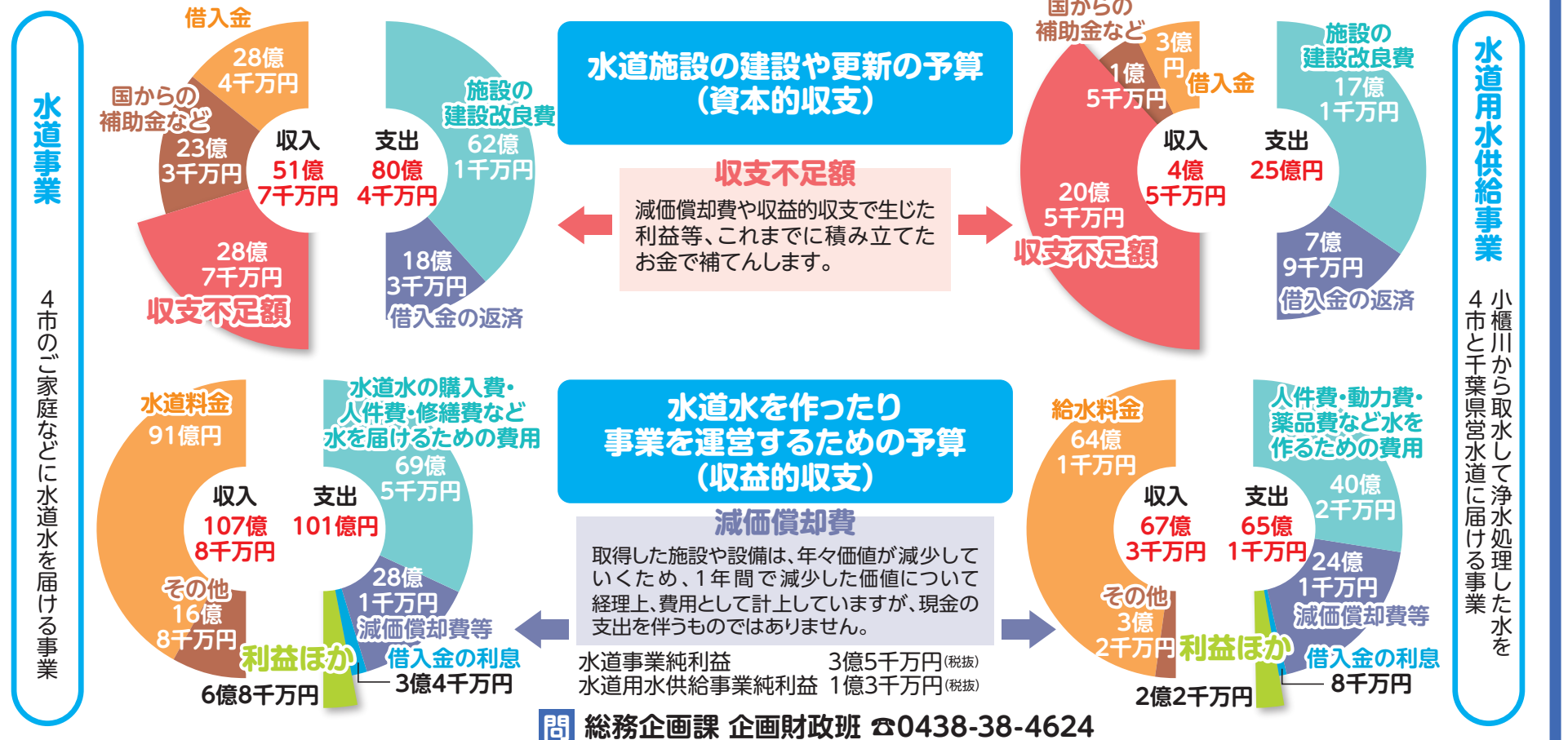
- 潮見二丁目地先配水管改良工事
- 向郷地先配水管更新工事
- 小久保地先配水管更新工事
- 神納地先配水管改良工事 他

2 主要な配水施設に非常用自家発電設備の設置を進めていきます。

予算額 3億1千万円

主な事業

- 坂畑浄水場・坂畑3号井自家用発電機設置工事
- 亀田浄水場自家用発電機更新工事
- 永吉5号井自家用発電機設置工事
- 第2中継ポンプ場電気計装設備更新工事

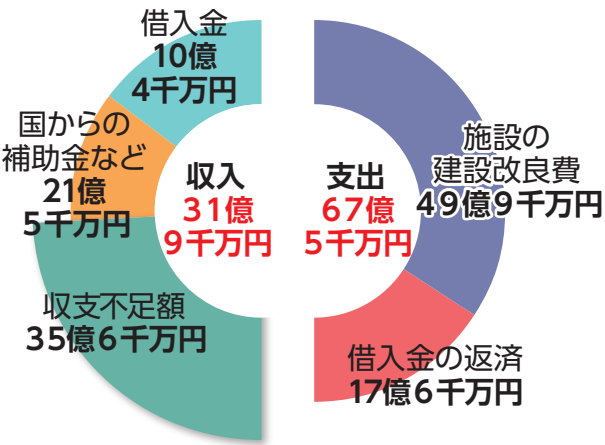


令和 2 年度決算の概要

令和 3 年 11 月かずさ水道広域連合企業団議会定例会(11 月 8 日開催)において
令和 2 年度決算が認定されましたので報告します。

水道事業

4市のご家庭などに水道水を届ける事業



水道施設の建設や更新にかかる経費
(資本的収支)

施設等の主な更新工事

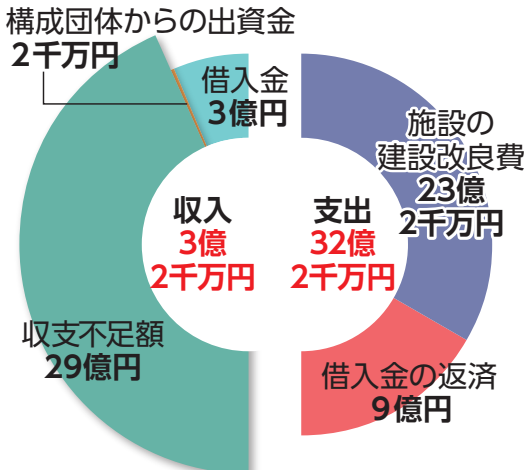
水道事業に係る工事名	工事費
長浦拓二号地先配水管改良工事(その2)	1 億 2 千万円
空師地先配水管更新(その1)工事	9 千万円
新井地先配水管更新工事	9 千万円
清見台南五丁目地先配水管改良工事	8 千万円

水道用水供給事業に係る工事名	工事費
遠方監視制御設備更新工事	6 億 9 千万円

収支不足額 減価償却費や収益的収支で生じた利益等、これまでに積み立てたお金で補てんしました。

水道用水供給事業

小櫃川から取水して浄水処理した水を
4 市と千葉県営水道に届ける事業



水道水を作ったり事業を運営するための経費
(収益的収支)

送配水管漏水件数

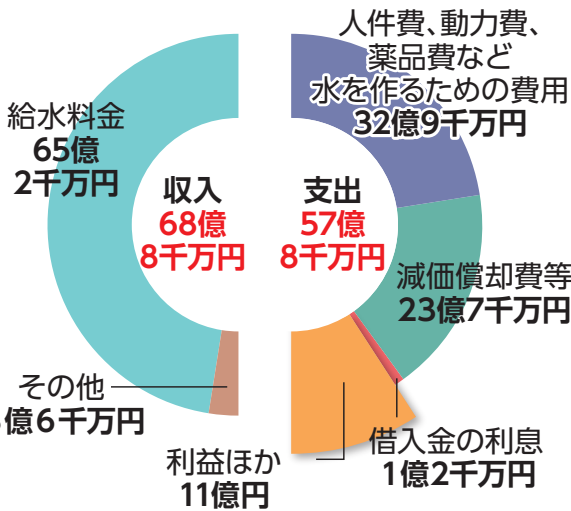
市域	漏水件数
木更津市	142 件
君津市	125 件
富津市	55 件
袖ヶ浦市	2 件
合計	324 件

●水道事業純利益(税抜) 8億8千万円
市域別純利益(税抜)

木更津市域	4 億 4 千万円
君津市域	2 億 1 千万円
富津市域	6 千万円
袖ヶ浦市域	1 億 7 千万円

●水道用水供給事業純利益(税抜) 9億円

※「令和 2 年度かずさ水道広域連合企業団決算書」は、こちらの H P にて公開しています。⇒



問 経理課 経理班 ☎0438-38-4906

遠方監視制御設備の統合が進む

統合広域化に伴う事業運営の合理化の一環として、現在、水運用のための遠方監視制御設備を集約し、運転管理システムの改善に取り組んでいます。
令和 3 年 3 月からは、大寺浄水場の新しい管理本館に設けられた中央管理室で水道用水供給事業の運転管理を行っていますが、この場所に、4 市域の水道事業の運転管理機能も集めることを計画しています。

(木更津市域と君津市域の運転管理が令和 4 年度、富津市域が令和 5 年度、袖ヶ浦市域が令和 10 年度に集約予定)

集約によって、水運用に関する情報の把握と緊急時の対応が円滑に行われ、水道水の供給をより安定的に行える環境が整います。

また、操作員の役割分担を工夫することで人員削減効果も見込んでいます。

問 工務 1 課 ☎0438-25-1625



管理本館にある中央管理室

引っ越しが
決まったら



転居等に伴い水道の使用を開始するときや使用を中止するときは、手続きが必要です。

使用開始または中止の 3 日前までに下記「水道料金等のお問い合わせ先(市域別)」にご連絡ください。
※インターネットによるお申し込みもできます。

水道料金等のお問い合わせ先(市域別)

- 水道料金のお支払い
- 水道の使用開始、中止のお申込み
- その他、水道料金に関するお問い合わせなど

【木更津営業所】木更津市潮見 2 丁目 8 番地(本庁舎内) ☎0438-23-0741
【君津営業所】君津市西坂田 4 丁目 1 番 18 号石崎ビル 2F ☎0439-57-0076
【富津営業所】富津市亀田 218 番地(亀田浄水場内) ☎0439-66-1111
【袖ヶ浦営業所】袖ヶ浦市奈良輪 2 丁目 7 番地 13 ☎0438-60-1488
月曜～土曜、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分営業(※日曜、祝日、年末年始は休業)

水道メーターの交換にご協力をお願いします!

当企業団では、計量法により 8 年ごとに指定給水装置工事業業者に委託し、水道メーターの交換を行っています。(料金は無料)

対象となるお客様には、交換の 1 か月ほど前に、検針票など書面に記載して通知しますのでご協力をお願いします。



- ・交換後は、キッチンや洗面所など、お湯以外の蛇口で 5 分ほど水を流してからお使いください。
- ・ご不在でも敷地内に入り交換させていただきます。
- ・ご不在の場合、交換終了後、交換票を郵便受けなどに入れていただきますのでご確認ください。

問 工務 2 課 給水装置班 ☎0438-38-4609

令和 4 年 4 月 20 日 から

「PayB」「PayPay 請求書払い」「LINE Pay 請求書支払い」で
水道料金等のお支払いができます!

これらのサービスは、スマートフォンアプリを利用する電子決済サービスで、当企業団が発行する納入通知書などのバーコードをスマートフォンアプリから読み込むことで、24 時間いつでもどこでも水道料金等をお支払いいただけるサービスです。

※領収書は発行されませんので多重納付にご注意ください。

詳しくは、かずさ水道広域連合企業団 HP をご覧ください!

問 業務課 ☎0438-23-0742